

## GH の請求についての注意点

共同生活援助の請求についての誤りや問い合わせが多くなっております。告示・留意事項等（事業者ハンドブック）の内容やウェルネットなごやのサービス提供実績記録票の記載例等を必ずご確認ください。また、伝送前に明細書や実績記録票で、回数や日数等の最終確認をしてから伝送して頂くようお願い致します。

### サービス提供実績記録票の入力について

- ・入居していない日については、行（日付）がないはずですのでご注意ください。（例えば 4/25～入居であれば、4/25 からの行のみとなります。退去後も同じです。）
- ・体験利用の場合も同じで、サービス提供した日の分しか「行」はないこととなります。（例えば 4/15.16.17 と 2 泊 3 日体験した場合は、15.16.17 の 3 行のみとなります）
- ・体験利用の場合は、備考欄に体験利用と入力をお願いします。（体験型の支給決定は受給者証の特記に記載あり。連続 30 日、通算 50 日の上限あり）

入力方法のご不明点につきましては、それぞれのソフト会社（国保連の簡易入力国保連）にお尋ね下さい。

### 補足給付費（家賃補助）について（上限 10000 円）

受給者証の（Ⅰ）に「共同生活援助補足給付費対象者」の支給決定があり、かつ、受給者証の（Ⅱ）の特定障害者特別給付費に「10000 円の支給決定」と両方の支給決定がないと請求できませんのでご注意ください。

また「実費算定額」の金額は、「実際の家賃額」を入力して下さい。

- ・1 か月の家賃が 37500 円の場合・・・1 ヶ月丸々入居された場合は実費算定額が 37500 円 で、補足給付費として請求できるのが 10000 円となります。
- ・4/29～入居の場合、4 月としては 2 日間のみで  $37500 \div 30 \times 2 = 2500$  円であれば、4 月の実費算定額は 2500 円となり、補足給付費として請求できるのが 2500 円 となります
- ・その月に利用したすべての GH で、合わせて 1 万円の上限となります。月の途中で GH を変わられた時などはご注意ください。（事業所間で調整・確認をお願いします）

### 外泊（入院）について

外泊についてはウェルネットなごやの実績記載例にもありますように、外泊の始まり・中日・外泊の最終日ともサービス提供の状況は「外泊」となります。

基本的には外泊の初日と最終日は基本報酬の算定ができますが、外泊初日は夜間支援体制加算の算定はできませんのでご注意ください。（外泊の本体報酬有りか無しかは、次の併給等を確認の上、選択して頂くこととなります）

### 入院時の加算について

入院の期間の長さや病院へ訪問支援した回数によって以下のいずれか算定可。いずれも家族等から支援を受けられない利用者のみ該当なので要注意。

長期入院時支援加算・・・最低月に3日以上入院で、3日目から算定可。原則週1回以上訪問支援（日単位の加算）

入院時支援特別加算Ⅰ・・・入院期間が3日以上7日未満か、7日以上でも訪問支援を月に1回しかしていない場合

入院時支援特別加算Ⅱ・・・入院期間が7日以上で、訪問支援を月に2回している場合

※どの場合も支援ありと備考欄に要記入

### 居宅介護等の併給のある方について

GHに本入居している者のうち、帰省時に必要があると認められる場合には、併せて居宅介護等が支給決定されます。ただし、GHの請求が全くない場合に限り利用が可能となりますので、ご注意ください。

土・日・月で帰省した場合、通常は土曜（外泊の始まり）と、月曜（外泊の終わり）は基本報酬を算定できますが、もし帰省した実家で土曜日の夜に居宅介護等を利用したい場合は、土曜日のGHの請求はできなくなるようになりますので、調整が必要になります。（本来は算定できても、居宅介護等が算定するためGHでは算定をしない場合には、実績記録票の備考欄に算定なしと入力）

後から利用したことが判明した場合には請求をやり直すこととなり、業務負担が増えることを避けるためにも、契約時に必ず受給者証で居宅介護等の他のサービスの支給決定内容についても確認いただき、帰省される際には帰省中の他のサービス利用状況を確認していただきますようお願いいたします。

### 共同生活援助重度居宅の支給決定の方について

支給決定されているのが共同生活援助基本ではなく、共同生活援助重度居宅の方は、GH内で居宅介護等（ヘルパー）の利用が認められている方になります。

GH内で居宅介護等（ヘルパー）を利用した「日」は、請求算定が基本ではなく、「特例」の請求単位となりますのでご注意ください（実績記録票の備考欄に居宅利用または重度訪問利用と入力）。居宅介護等（ヘルパー）を利用していない日は通常の基本の請求をすることができます。体験利用中に特例に該当する場合は、体験ではなく、特例の請求コード（単位）となります。

### 障害支援区分について

GHの請求は障害支援区分（以下区分と表記）によってサービスコードが違ってきます。実際の請求算定としては、支援をした日の区分で請求してください。（月の途中で区分が1から3に変わった方は、変わる日までは区分1の単位で、変わった後は区分3の単位で請求すること

とになります。)

ただし、明細書の情報としては月末日の区分を入力していただくこととなりますので、ご注意ください。

### 夜間支援体制加算について

夜間支援体制加算の算定にかかわる利用者さんの人数については、届け出をされている人数で算定し請求して頂くことになっていきますので、ご注意ください。夜泊まっていない日(外泊入院等の始まりの日や退所日等)に関しては夜間支援体制加算・夜勤職員加配加算の算定はできません。

※ 参考ウェルネットなごやの事業者の方へ新着情報の 2019.9.14 に注意喚起の説明あり  
(夜間支援体制加算の内容についてのお問い合わせは指定指導係指定担当にお願いします。)

### 日中支援加算について

日中支援加算Ⅰ・・・高齢(65才以上)または重度の障害者(区分4以上)であって、日中をGH外で過ごすのが困難な方に支援をおこなった場合に算定できる(土日祝は算定不可)(重度居宅の支給決定の人に特例で請求する日の算定も不可)

日中支援加算Ⅱ・・・日中活動サービスを利用している人が、日中サービスを利用する予定になっている日に体調不良等で日中サービスを利用(日中系が算定)をせず、GHが支援をおこなった場合に3日目から算定できる(1, 2日目は実績記録票の備考欄に要記入)

※曜日等によってⅠとⅡは混在可能・・・例えば火・木のみ生活介護に通っている人の場合、月・水・金は日中支援加算Ⅰで算定可能で、火・木で生活介護を休んだ場合はその月の3日目から算定可能。

### 日中サービス支援型共同生活援助の基本報酬について

・利用者が日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬単価について

利用者が日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬は「生活援助日中共生」という低い単価を算定します。この低い単価を算定する場合は実績記録票の「住居外利用」という欄に1を立てることとなります。

・日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬を算定する場合の留意事項

国の留意事項通知では、日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬は「日中活動系サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合」に算定すると記載がされております。本内容について国に確認したところ、日中活動系サービス等を利用していない日で日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬を算定するか否かについては、共同生活援助事業所において日中の支援が行われたか否かで判断を行うとの回答が得られたため、本市においては、日中活動系サービス等を利用していない場合で日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の単価を算定する場合のメルクマール(指標)は、「日中の時間

帯を通じた共同生活援助の職員（生活支援員又は世話人に限る）の配置」及び「昼食の提供の有無」とします。なお、本取扱いを適用するに伴い、各事業者におかれましては、昼食の提供内容についてを記録等に残しておくこととしますので、ご注意ください。

(主な事例)

	事例	報酬単価
①	昼食を食べた後に実家に帰省し、その日は戻らず外泊。	日中サービス支援型 共同生活援助サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）
②	午前中に通院等介助を利用して病院に受診し、帰宅後GHにて昼食を摂取し、午後からはGHにて過ごす。	
③	午前中はGHにて過ごし、昼食を摂取してから、移動支援にて余暇外出をした。	
④	朝食を食べた後に実家に帰省し、その日は戻らず外泊。	日中を共同生活援助 住居以外の場所で過 ごす場合の単位数
⑤	終日、移動支援を利用して余暇外出をした。	

名古屋市役所 障害者支援課 認定支払係

052-972-2602